



2026年5月8日

各 位

上 場 会 社 名 塩 水 港 精 糖 株 式 会 社  
 代 表 者 名 取 締 役 社 長 木 村 成 克  
 (コード番号 2112 東証スタンダード市場)  
 問 合 せ 先 責 任 者 常 務 取 締 役 小 田 俊 一  
 (TEL 03-3249-2381)

### 剰余金の配当及び配当政策の変更(中間配当の実施)に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2026年3月31日を基準日とする剰余金の配当(期末配当)の実施、及び2027年3月期より中間配当を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 剰余金の配当について

##### (1) 剰余金の配当(期末配当)の内容(2026年3月期)

	決定額	直近の配当予想 (2026年2月6日公表)	前期実績 (2025年3月期)
基 準 日	2026年3月31日	2026年3月31日	2025年3月31日
1株当たり配当金	20円00銭	20円00銭	15円00銭
配当金総額	550百万円	—	411百万円
効力発生日	2026年6月29日	—	2025年6月30日
配 当 原 資	利益剰余金	—	利益剰余金

注) 剰余金の配当(期末配当)につきましては2026年6月26日開催予定の当社第93回定時株主総会において付議する予定です。

##### (2)理由

当社配当方針および業績等を総合的に勘案し、期末の配当金につきましては、直近の配当予想の通り、1株当たり20円とさせていただきます。

## 2. 配当政策の変更(中間配当の実施)について

### (1) 中間配当実施の理由

当社は、これまで年1回の期末配当を実施してまいりましたが、2027年3月期より、株主の皆様への利益還元を充実させるため、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたします。

なお、当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### (2) 中間配当の基準日

毎年9月30日を中間配当の基準日といたします。

### (3) 配当方針の変更内容

本日公表いたしました「中期経営計画 NEXT 2030」に併せ、配当方針を以下の通り変更することといたしました。

#### <変更前>

当社は、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。当社の利益配分の基本方針といたしましては、株主の皆様への利益還元である配当を、安定的かつ継続的に行うことを基本とし、その具体的水準は会社の収益、財務内容等により決定すべきものと考えております。

#### <変更後>

当社は、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当につきましては、事業基盤の構築・強化を進めるとともに、安定的な利益確保と財務の健全性、事業環境等の状況を総合的に勘案し、決定する方針です。なお、1株あたり配当金10円を下限とし、安定した株主還元を目指してまいります。また、配当の回数につきましては、中間配当を含めて年2回といたします。

### (4) 2027年3月期の配当予想

中間配当の実施に伴い、2027年3月期の配当予想を以下の通りといたします。

基準日	第2四半期末 (中間)	期末	合計
配当予想 (2027年3月期)	8円00銭	8円00銭	16円00銭
(ご参考) 前期実績 (2026年3月期)	0円00銭	20円00銭	20円00銭

(注) 中間配当は、2026年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主様を対象といたします。また、中間配当の配当支払い開始日及び配当額につきましては、中間決算に関する取締役会で正式に決定する予定です。

以上